

守ろう！
交通ルール

知っていますか？

自転車も軽車両 違反をすれば青切符

対象年齢 16歳以上

令和8年4月1日から自転車の違反に青切符導入！



スマホ、携帯のながら運転



反則金

12,000円!

信号無視



反則金

6,000円!

歩道走行、逆走



反則金

6,000円!

青切符スタート 令和8年4月1日!

自転車は手軽で便利な乗り物ですが乗り方によってはたいへん危険な乗り物にもなります。最近の交通事故に占める自転車事故の割合は増加の傾向にあります。ケガをしたりさせたり、重大な人身事故にもつながっています。

令和8年4月1日より16歳以上の自転車運転者に交通反則通告制度(通称:青切符)が施行されます。改めて主な自転車の交通ルールを確認しましょう。

一時不停止



反則金

5,000円!

イヤホン、ヘッドホン装着



反則金

5,000円!

傘さし



反則金

5,000円!

夜間無灯火



反則金

5,000円!

並走運転、三人乗り



反則金

3,000円!

遮断機の降りた踏切侵入



反則金

7,000円!

*信号のある交差点での右折は二段階右折です

*ヘルメットの着用と自転車損害賠償責任保険に加入をしましょう

自転車の通行は原則車道の左側、歩道通行は例外!

歩道通行の主な例外は

- 標識、標示で通行が許可されている
- 13歳未満、70歳以上、車道通行に支障のある身体の不自由な方
- 車道、交通状況に照らし安全確保のためにやむを得ない場合(工事中、連続駐車車両あり、交通量多くかつ道幅狭し等)

「酒酔い運転」など、特に悪質な違反行為はこれまで通り赤切符を受け、刑事手続きとなります!

- 酒気帯び運転、ほう助…3年以下の拘禁刑または50万円以下の罰金
- 自転車提供者…3年以下の拘禁刑または50万円以下の罰金
- 酒類の提供者、同乗者…2年以下の拘禁刑または30万円以下の罰金
- 酒酔い運転…5年以下の拘禁刑または100万円以下の罰金



「車と一緒に車道を走ります、くれぐれも安全走行を」

生田地区町会連合会 交通部

令和8年3月31日発行